

○国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則

平成16年4月1日
法人規則第13号

改正 平成19年法人規則第33号

平成20年法人規則第37号

国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第69条の規定に基づき、附属学校教育局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(附属学校教育局の位置)

第2条 附属学校教育局の位置は、次のとおりとする。

東京都文京区

(附属学校の位置)

第3条 附属学校の位置は、次のとおりとする。

- (1) 附属小学校 東京都文京区
- (2) 附属中学校 東京都文京区
- (3) 附属駒場中学校 東京都世田谷区
- (4) 附属高等学校 東京都文京区
- (5) 附属駒場高等学校 東京都世田谷区
- (6) 附属坂戸高等学校 埼玉県坂戸市
- (7) 附属視覚特別支援学校 東京都文京区
- (8) 附属聴覚特別支援学校 千葉県市川市
- (9) 附属大塚特別支援学校 東京都文京区
- (10) 附属桐が丘特別支援学校 東京都板橋区
- (11) 附属久里浜特別支援学校 神奈川県横須賀市

(特別支援学校)

第4条 前条第7号から第11号までの附属学校に、次のとおり幼稚部、小学部、中学部又は高等部を置く。

- (1) 附属視覚特別支援学校 幼稚部、小学部、中学部及び高等部
- (2) 附属聴覚特別支援学校 幼稚部、小学部、中学部及び高等部
- (3) 附属大塚特別支援学校 幼稚部、小学部、中学部及び高等部

- (4) 附属桐が丘特別支援学校 小学部、中学部及び高等部
- (5) 附属久里浜特別支援学校 幼稚部及び小学部

(専攻科)

第5条 第3条第4号から第6号までの附属学校及び同条第7号から第10号までの附属学校の高等部に専攻科を置くことができる。

(附属学校教育局規程への委任)

第6条 この法人規則に定めるもののほか、附属学校教育局の組織及び運営に関し必要な事項は、附属学校教育局規程で定める。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 30法人規則33号)

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

(旧学校名の使用)

第2条 第3条第7号から第11号までの附属学校は、当分の間、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第28号)による改正前の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第70条第1項に規定する附属学校名を通称として、当該学校名に併せて用いることができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、附属学校教育局教育長が別に定める。

附 則 (平20. 9. 11法人規則37号)

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。